

卒業予定期を超えて在学している者に係る第二種奨学生の募集について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者について第二種奨学生として募集を行います。

1. 推薦対象

(1) 推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

(2) 対象学年

最高学年

(3) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たす者が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
 - ・ 各基準及び審査方法等は、在学定期採用に準じます。
- ② 推薦時において、第二種奨学金を受けていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することとなった者
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由により、卒業予定期を超えて在学する者は、推薦の対象となりません。
 - ・ 新たな卒業予定期が2023年3月以前の者の推薦を受け付けます。

※2022年9月卒業予定が、新たな卒業予定期として2023年9月以前となった者の推薦も可能です。

- ④ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 当該要件を大学等が確認した上で推薦

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応として、令和3年度以前に卒業予定期間を超えて在学している者で、新規に推薦・採用され1年間貸与を受けた場合は、申請の対象とはなりません。

2. 貸与期間

(1) 貸与始期

2022年10月～2023年3月より希望月を選択することができます。

(2) 貸与終期

原則として卒業予定期

※ 貸与期間は、最大1年間です。

※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については「奨学金案内」又は日本学生支援機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4. 申込方法

申込方法は「2022年度 日本学生支援機構 二次募集」と同じです。申込書類を配布期間内に学生部奨学課で受け取り申し込みをしてください。

<申込書類の配布期間> 令和4年9月12日（月）～9月22日（木）

なお、書類提出の際、必ず「卒業予定期を超えて在学している者に係る第二種奨学生の募集」であることを申し出てください。

※東大阪以外のキャンパスにつきましては、各キャンパスの奨学金担当窓口へお問い合わせください。

5. 奨学金申込みにかかる留意点

スカラネットによる申込み

申込希望者向け資料

資料「《在学期間延長に伴う奨学金申込み》インターネット（スカラネット）入力に関する補足」をご確認ください。

以上